

4 報告事項

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

発言者	発言要旨
<p>会 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>次に報告事項の(1)「番号条例の一部改正」について、事務局に説明を求める。</p> <p>それでは、報告事項の(1)「番号条例の一部改正」について、説明する。</p> <p>この度の改正は、市営住宅のひとつである市単独住宅の管理に関する事務において、個人番号の利用を可能にするもので、番号法により個人番号の利用が定められている公営住宅及び改良住宅に関わる事務と同程度の内容を独自に定めることで、全ての市営住宅において同じ事務手続きを可能にするものである。</p> <p>改正の概要としては、現在、市営住宅の事務のうち、家賃の決定手続き等において、入居者から課税証明書等の提出を受けているが、今年度から住宅政策課の電算システムが、個人番号に対応できるものへ更新されることから、入居者の負担を軽減するため、個人番号の独自利用について条例の一部改正を行ったものである。</p> <p>それでは、具体的な改正内容について説明するので、新旧対照表をご覧ください。</p> <p>改正内容は2点である。まず、2ページをご覧ください。1点目は、個人番号を利用できる事務として、条例第3条第1項の別表第1にある、9の項を10の項にずらし、新たに9の項に「実施機関として、市長、事務として、川口市営住宅設置及び管理条例に定める市単独住宅の管理に関する事務」を定めたものである。</p> <p>続いて、5ページをご覧ください。2点目は、利用することができる特定個人情報の内容として、条例第3条第2項の別表第2の10の項に「実施機関として、市長、事務として、市単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの、利用する特定個人情報の内容として、地方税、生活保護、障害者関係情報であって規則で定めるもの」を新たに加えるものである。</p> <p>なお、施行期日は平成30年7月1日である。説明は以上である。</p>
<p>会 長</p> <p>全 委 員</p> <p>会 長</p>	<p>このことについて、質問・意見はあるか。</p> <p>— 質問・意見なし —</p> <p>それでは、本件について、この内容で了承する。</p>